

北自旅一第169号
北技整第116号
令和3年8月2日

北海道運輸局各運輸支局長 殿

北海道運輸局自動車交通部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、令和2年5月18日付け北自旅一第49号・北技整第37号により通知しているところであるが、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、国土交通省自動車局旅客課長、整備課長から別紙のとおり通達だったので了知されたい。

また、電子メールを利用できない事業者からFAXにより支局輸送担当あてに当該車両リストの提出があった際は、支局輸送担当でリストを保管願います。

なお、北海道地区レンタカー協会連合会会長あて通知済みであることを申し添える。

別添 1

北自旅一第 169 号の 2
北技整第 116 号の 2
令和 3 年 8 月 2 日

北海道地区レンタカー協会連合会会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について (適用期間の再延長)

標記について、令和 2 年 5 月 18 日付け北自旅一第 49 号・北技整第 37 号により
通知しているところですが、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況に
ないことから、令和 3 年 7 月 26 日付け国自旅第 130 号・国自整第 104 号 (自動
車局旅客課長・整備課長発出) により、別紙のとおり通達がありましたので了知願
います。

また、電子メールを使えない事業者は下記の管轄する運輸支局輸送担当へリストを
FAXにて提出するよう、貴協会の傘下会員に対して周知願います。

記

送付先運輸支局	FAX 番号
札幌運輸支局輸送担当	011-712-2405
函館運輸支局輸送担当	0138-49-1042
旭川運輸支局輸送担当	0166-54-4755
室蘭運輸支局輸送担当	0143-44-4019
釧路運輸支局輸送担当	0154-51-6523
帯広運輸支局企画・輸送担当	0155-36-2669
北見運輸支局企画・輸送担当	0157-61-8248

国自旅第130号
国自整第104号
令和3年7月26日

北海道運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年5月14日付け国自旅第44号、国自整第37号により、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年12月31日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和3年9月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar.list@mlit.go.jp（前回より変更あり）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。

国自旅第130号の2
国自整第104号の2
令和3年7月26日

一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、別添のとおり、各地方運輸局等自動車交通部長及び自動車技術安全部長あて通達した
ので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。